明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○肥料取締法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**七一）　二

〔告　示〕

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示（**国家公安委**四三、四四）　二

○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**法務**四五四）

○食糧援助に関する日本国政府とトーゴ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三五九）

○中学校教室建設計画のための贈与に関する日本国政府とニジェール共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三六〇）

○貧困農民支援に関する日本国政府とニジェール共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三六一）

○食糧援助に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三六二）

○肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件（**農林水産**二九三九）　二

○肥料取締法施行規則第十一条の二第一項及び第二項の規定に基づき普通肥料の原料の種類並びに材料の種類、名称及び使用量の保証票への記載に関する事項を定める件の一部を改正する件（**同**二九四〇）　四

○肥料取締法施行規則第十九条の二第一項の規定に基づき表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件の一部を改正する件（**同**二九四一）

○肥料取締法施行規則第一条第一号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産される肥料の摂取を防止するための当該摂取の防止に効果があると認められる材料又は原料の使用その他必要な措置を行う方法を定める件（**同**二九四二）

○肥料取締法施行規則第一条第四号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する材料を定める件（**同**二九四三）

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件（**同**二九四四）　五

○肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件の一部を改正する件（**同**二九四五）

○保安林の指定をする件（**同**二九四六～二九五五）

○国土交通大臣が適性診断の実施機関を認定する件（**国土交通**一一七五、一一七六）　七

○道路に関する件（**関東地方整備局**四七九）　七

○都市計画に関する件（**同**四八〇～四八二）

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（**中部地方整備局**二〇三）　八

○登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（**中国地方整備局**一六二）

○道路に関する件（**北海道開発局**一三三、一三四）　九

〔国会事項〕

内閣　内閣府　復興庁　総務省　会計検査院　一〇

〔官庁報告〕

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（三重労働局最低賃金公示二～六、長崎同二）　一〇

公　聴　会

植物防疫法施行規則の改正等に関する公聴会開催に関する公示（農林水産省）　一二

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

財団、有権者申出方、土地家屋調査士懲戒処分、製造たばこ小売定価関係　一二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

会社その他